

令和3年度

県立有馬高等学校普通教室棟外トイレ改修工事

設 計 書

(全/02枚)

課 長	副課長	班長	主幹	担 当	作成年月
					令和4年3月

兵庫県県土整備部営繕課	
目 次	
I 現場説明書	
1 一 般 事 項	
2 工事概要及び規模	
3 本工事に適用する仕様書	
4 着手及び工事手順	
5 その他、本工事に適用する事項	
II 内訳明細書	
I 現場説明書	
1 一 般 事 項	
(1) 工 事 名 称 県立有馬高等学校普通教室棟外トイレ改修工事	
(2) 工 事 場 所 三田市天神二丁目1番50	
(3) 工 事 期 間 着工の日から令和5年3月24日限り。	
(4) 工 事 範 囲 本工事の設計図書（仕様書、内訳明細書の記載項目及び設計図）に示す範囲とする。	
2 工事概要及び規模	
(1) 工事範囲、工事規模	
①普通教室棟トイレ改修 R C造 4階建 延べ面積3,903.76㎡	
東側（第1工区）1階：男子・女子生徒用、多目的 2階：女子生徒用	
3階：男子生徒用、男女共用車椅子使用者対応	
西側（第2工区）1階：男子・女子生徒用、男女共用車椅子使用者対応 2階：男子生徒用	
3階：女子生徒用 4階：男子・女子生徒用	
②普通教室及び特別教室棟トイレ改修 R C造 4階建 延べ面積2,331.92㎡	
（第1工区）1階：男子・女子生徒用 2階：男子生徒用	
3階：女子生徒用、男女共用車椅子使用者対応	
③設備工事 ①②に伴う設備工事 一式	
3 本工事に適用する仕様書	
(1) 仕 様 書 下記の外、別紙、設計図による。	
① 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の仕様書・監理指針	
「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」平成31年版、 「建築工事監理指針」令和元年版	
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」平成31年版、 「建築改修工事監理指針」令和元年版	
「公共建築木造工事標準仕様書」平成31年版	
「建築物解体工事共通仕様書」平成31年版	
② 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課作成 「建築工事関係資料」 令和3年4月	
③別紙1 解体工事等仕様書 （建築物等の改修工事に伴う内装や外壁塗材の改修にも適用）	
(2) 着手及び工事手順	
第1工区：令和4年7月～令和4年10月（解体工事は原則として学校の夏休み期間に実施すること）	
第2工区：令和4年11月～令和5年3月（解体工事は原則として学校の冬休み期間に実施すること）	

(3) その他本工事に適用する事項

① 入札に際し、本設計書の項目・数量等を再検討し、敷地及び周辺を十分調査の上、応札すること。

② 工事着手に際し、工事期間中に問題が生じないように工事計画・期間・工法について、事前に周辺住民など関係者に十分説明し、理解を得ること。

③ 工事現場内は常に整理清掃を行い、また仮囲い等で工事現場を囲い、事故の発生防止に努めるとともに、場外へ資材等が飛散しないよう十分養生を行うこと。また、工事用進入路となる公道についても常に清掃すること。

④ 大型車両・重機の使用時及び必要に応じて交通整理員等を配置し、現場周辺の安全を確保すること。
万一、第三者に被害を与えた場合、受注者の責任において対処すること。

⑤ 工事に伴う関係法令等の届出等の手続きは受注者において遅滞なく行うこと。

⑥ 施工について、事前に仮設計画書、工程表、施工図を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工すること。
また、各工事種別毎に、事前に施工計画書を作成し、承諾を得ること。

⑦ 毎月末に、当月（25日現在）の工事進捗状況を書面で報告すること。

⑧ 使用材料については、事前に材料承諾願いを提出し、監督職員の承諾を得ること。

⑨ トルエン、酢酸エチルまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料、及びシーリング材の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。

⑩ 熱帯産木材の保全に資するため、本工事に使用するコンクリート型枠に針葉樹使用の複合合板（JAS規格によるもの）を積極的に使用するよう努めること。

⑪ 重機・仮設機材及び鋼材等の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。

⑫ 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事用資材の搬出入において過積載のないよう努めること。
又、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。

⑬ 交通誘導員は原則として各ゲートに配置し、通行人及び通行車両の安全確保を図ること。
なお、兵庫県公安委員会が認定した路線（区間）において交通誘導を行う場合は、「1・2級交通誘導警備検定合格者」を配置すること。

⑭ 建設副産物の再利用・処理に当たっては、発生抑制、再利用及び適正処理を原則とし、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）
「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）
「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省 平成14年5月30日）
「近畿地方における建設リサイクル推進計画」（建設副産物対策近畿地方連絡協議会 平成27年6月）
「建築工事における副産物処理マニュアル」（兵庫県県土整備部作成「建築工事関係資料」の一部）

に基づき、発生土の現場内処理や工事間流用、分別解体、副産物の分別を行うことなどにより、可能な限り再資源化を行うとともに、必要な書類を提出すること。

⑮ 受注者は、本工事の施工にあたり、安全協議会を結成すること。

⑯ 工事の一部を下請負させる場合は、事前に下請負業者名簿を提出の上、監督職員の承諾を受けること。

⑰ 工事カルテの作成及び登録

受注者は、工事実績等の登録業務として(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運用管理する「工事実績入力(CORINS)」により「工事カルテ」を作成し、発注者の承諾を得た上で、契約締結後10日以内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録すること。また、受注者は、「工事カルテ受領書」の写しを発注者あてに提出すること。なお、上記に係る一切の費用は、請負代金額に含まれているので、追漏のないよう対応すること。

(注) (一財)日本建設情報総合センター TEL 03-3505-0463 <https://cthp.jacic.or.jp/corins/>

住所 〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアベニュービル4F

⑱ 受注者は、監理技術者、主任技術者および専門技術者並びに下請業者の主任技術者に工事現場において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び氏名の入った名札を着用させるものとする。

⑲ コンクリート骨材試験については、下記によることができる。

試験結果報告書については、設計図に定める試験実施機関による月例巡回採取検査時をもって可とする。ただし、当該工事名の入った報告書とする。

⑳ 元請け及び下請け業者は、事前に施工体制台帳の各様式に記載し、監督職員に提出すること。

㉑ 工事は施設を利用しながらの工事であり、学校職員・生徒等の利用者の安全に万全の対策をとること。

また、施設利用に支障無いように配慮するとともに、事前に工程、施工要領については施設管理者と協議を行うとともに、前週に翌週の工事内容・安全管理・スケジュールを施設管理者に書面で提出すること。

㉒ 火災保険、法定外の労災保険等

本工事において、工事目的物及び工事材料を出来高に応じて受注者が火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。また、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、契約書第51条(火災保険等)に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その火災保険、法定外の労災保険等の証券等を発注者に提示すること。

㉓ 表示板等

法令に規定されているものに加えて、県が指定する工事表示板とシンボルマークを掲示すること。

㉔ 工事関係書類の納品

工事完了時には、工事関係書類について、図書の種類毎にA4版ドッチファイル又はA4版製本するとともに、当該電子データをまとめたDVDとあわせて、イージーキャビネットに納めて提出すること。

なお、提出する図書や電子データのまとめ方については、兵庫県県土整備部「建築工事関係資料」による。

別紙1 解体工事等 仕様書

1. 総則	
1.1 適用範囲	本仕様書は、以下のいずれかの工事（以下、「解体工事等」という。）を行う場合に適用する。
	① 建築物及び建築物に付属する工作物、樹木等（以下、「建築物等」という。）の一部若しくは全部を解体、撤去及び処分する工事
	② 建築物等を模様替、改修（封じ込め又は囲い込みを含む）、補修（以下、「改修等」という。）する工事
	③ 建築物等の外壁・内壁の塗仕上材の再塗装を行う工事
2. 解体工事等の計画	
2.1 基本事項	(1) 解体工事等の実施に際して、事前に立地条件や周辺の状況を調査し、工事条件に適した解体を検討するとともに、作業員及び周辺の安全確保・周辺の環境保全・建設副産物の再利用促進・建設廃棄物の減量化及び適正処理に努めること。
	(2) 解体工事等の実施にあたっては、建築基準法・労働安全衛生法・騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・再生資源の利用促進に関する法律・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・環境の保全と創造に関する条例その他の関係法令を遵守すること。
	(3) 解体工事等の施工に先立ち、解体工事等を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した施工計画書を作成すること。施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、解体作業及び改修作業（以下、「解体作業等」という。）計画、建設副産物処理計画、終結作業及び安全衛生管理計画等について記載し、仮設計画図・工程表・各種法令に基づく届け出済みの写しを添付すること。
	(4) 解体工事等は分別解体により行い、解体作業等の順序は以下を標準とする。
	i 建築設備、内装材の取り外し
	ii 屋根葺き材の取り外し
	iii 外装材、上部躯体の取り壊し
	iv 基礎及び外構の取り壊し
2.2 事前調査と届出	(1) 解体工事等の計画・施工に先立ち事前調査を行うこと。
	(2) 事前調査は、対象建築物等の石綿含有建築材料及び特別管理産業廃棄物の使用状況、敷地状況、敷地周辺環境、建設副産物再利用・建設廃棄物処理等について行うこと。
	(3) 事前調査の方法は石綿・PCB・フロンガス等の有害物質が含まれる建築材料・設備機器等に関する設計図書・施工記録・維持保全記録等の既存資料及び現場目視（設計図書等と異なる点の確認又は製品番号等の照合）により実施し、石綿等の有害物質の有無を確認すること。
	ただし、平成18年9月1日以後に工事着手したことが設計図書等で確認できた場合は、現場目視を行わなくてよい。
	なお、石綿等の含有の有無が不明確な建築材料については、サンプルを当該現場より採取し、分析調査を行うか、石綿が使用されているものと見なすこと。
	(4) 石綿の事前調査については、大気汚染防止法施行規則第16条の5、石綿障害予防規則第3条第2項及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省平成30年3月）に基づき実施し、調査結果を3年間保管すること。
	(5) 石綿・PCB等の分析調査の検体採取は、専門の分析機関に依頼すること。
	(6) 石綿分析調査留意事項
	① 調査項目は、建材中の石綿（クリソタイル・アモサイト・カシノライト・トロンライト・アゲライト・アソファライト・

別紙1 解体工事等 仕様書

ウインチャイト/リフティング) 7種類とする。
② 試料採取は、依頼する分析機関において、定められた方法により採取を行う。
③ 調査方法は、JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有測定方法 第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」又はJIS A 1481-2 第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法に準拠して定性分析を行う。
なお、定性分析により、石綿の含有が認められたもののみ定量分析を行う。
④ 次のいずれかの者が所属する分析機関で実施すること。
・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者 (令和2年厚生労働省告示第277号)
・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
⑤ 事前調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすいところに掲示すること。
(7) 事前調査の結果は、全ての内容について記録し、該当する解体工事等の開始の日までに監督職員に書面で提出すること。なお、提出した書面の写しは3年間保管すること。
(8) 解体工事等の施工に際し、工事着手前に法令により定められた各種許可申請や報告、届出を遅滞なく行うこと。
2.3 解体工事等工法の選定 (1) 解体工事等対象物の内外装・構造や規模・立地条件・健全度・解体工法の特性等を考慮した上で、以下の事項に留意して適切な工法を選定すること。
① 作業者の安全及び第三者の安全を確保する。
② 解体工事中の騒音・振動・粉塵を低減し、環境を保全する。
③ 建設副産物の再利用を促進し、廃棄物の発生を抑制する。
④ 石綿含有建材の除去・解体に際しては、法令の定めにより適切な工法を選定する。
⑤ 石綿含有の可能性がある建材で、石綿吹付材・保温材・耐火被覆板・断熱材等以外の石綿含有建材(石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材は除く。)の解体及び改修作業(以下「解体作業等」という。)を行う場合は、特別の定めがない限り石綿含有建材が含まれていると見なした工法(以下「見なし工法」という)を選定し、次の場合等を除き、切断・破砕等以外の方法によること。
・材料が下地材等と接着材で固定され切断・破砕等を行わずに除去することが困難な場合
・材料が大きく切断・破砕等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合
・石綿含有建材や固定具が劣化している場合
⑥ ⑤の石綿含有建材をやむを得ず切断・破砕等をするときは、切断面等への散水、固化剤又は剥離剤の使用により湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態とすることが困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用等により石綿粉じん発散を防止すること。
⑦ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、プラスチックシート等により作業場所を隔離した上で、⑥と同様に湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態とすることが困難なときは⑥の措置をとること。

別紙1 解体工事等 仕様書

(2) 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）をディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去するときは、プラスチックシート又はパネル等により作業場所を隔離発生し、水又は剥離剤により湿潤な状態に保ちながら作業をすること。湿潤な状態に保つことが困難なときは、(1)⑥の措置をとること。
2.4 解体工事等の安全確保 (1) 工事現場内には適切な安全施設を設置し、解体作業等に伴う作業員の危険を防止すること。 (2) 解体片などの飛来落下物を工事現場の外に出さないよう必要な危険防止措置を行い、解体作業等に伴う第三者の安全を確保すること。 (3) 解体作業等に伴う重機作業の安全を確保すること。 (4) 解体途中の構造物や構造部材が不安定な状態になると予想される場合には、あらかじめ構造的な検討を行い、安定であることを確認すること。
2.5 解体工事等の環境保全 (1) 解体工事等に際して、騒音・振動・粉塵・その他を考慮して周辺環境の保全に努めること。 (2) 解体作業等に伴って発生する騒音・振動は、騒音規制法・振動規制法や自治体条例等の規制基準以下とし、かつ、周辺状況に応じた目標値以下とする。 (3) 周辺環境に影響を与えると予想される場合には、あらかじめ発生騒音・振動の予測を行い、予測値が目標値を超える場合には、解体工法の変更・解体作業・手順の変更・低騒音・低振動型機械への変更等の対策を講じること。 (4) 解体作業等に伴って発生する粉塵が周辺環境に影響を与えると予測される場合には、散水・防塵のための仮設養生材の使用・解体作業手順の変更・解体工法の変更・粉塵を受ける対象物の養生などの粉塵低減対策を講じること。 (5) 基礎や地下構造物の解体に際しては、あらかじめ周辺地盤・地下埋設物・近接構造物等に障害を発生させないための措置を講じること。 (6) 設計図書に石綿粉塵濃度測定要と記載のある工事は、建築改修工事 監理指針に基づき実施すること。 なお、測定場所・測定箇所数については、同監理指針9章石綿含有建材の除去工事表9.1.7による。 施工区画（処理作業室、セキュリティゾーン、廃棄物置場、資材置場）内の作業後、施工区画周辺の作業中及び敷地境界線の作業中における石綿粉塵濃度の管理基準値は、101/㎥以下とする。
2.6 建設副産物の搬出 (1) 搬出工程は、建設副産物の荷下ろし・場内の搬送及び処理場までの輸送時間を十分に検討して決めること。 (2) 荷下ろし方法は、部材解体の場合、クレーンなどを用いて積み込み場所へ搬送し、破碎解体の場合、荷下ろし用設備を設けて場内集積所へ搬送すること。 (3) 搬出する運搬車は、建設副産物の重量・形状・安定性を考慮して決めること。必要に応じて塊状のコンクリートは二次処理を行うこと。
2.7 建設副産物の処理 (1) 解体工事により発生した建設副産物は、再利用の促進に努めること。 (2) 建設副産物を処理する場合は、建設廃棄物の減量化及び処理先の受け入れ体制を調査し、現場内あるいは場外において適切な処理を行うこと。 (3) 建設廃棄物を委託処理する場合には、収集運搬業者と中間処理業者の許可証を確認し、法令に従い適正に対処すること。

別紙 1 解体工事等 仕様書

3. 解体工事等の施工	
3.1 基本事項	(1) 解体工事等の施工は、施工計画書に基づいて実施すること。
	(2) 施工計画書と現場の状況が異なる場合には速やかに是正措置を行うこと。
3.2 工事現場管理	(1) 解体工事等の現場管理は、受注者が自主的に行うこと。
3.3 安全衛生管理	(1) 解体工事等の施工に際しては、安全な作業ができる適切な安全衛生管理計画に基づき、組織を構成して安全衛生管理を行うこと。
	(2) 石綿含有建築材料等の除去・解体作業等を行う場合は、工事に従事する全作業員の安全衛生意識の周知徹底を図るため、安全衛生教育を実施すること。
	(3) 解体工事等に伴う災害を防止するための安全対策を行うこと。
	(4) 受注者は、運搬作業従事者の交通安全意識の高揚を図るとともに、ダンプトラック等の過積載による違法運行及び事故のないように努めること。
3.4 仮設工事	(1) 解体工事等においては、作業員の安全確保、工事現場周辺の安全と環境保全のために、仮囲い・ゲート・仮設建物・仮設設備等を設けること。
	(2) 解体工事等に伴って発生する飛来落下物の防止や騒音・粉塵などの抑制のために、適切な足場や養生設備を設けること。
	(3) 地下構造物の解体においては、必要に応じて解体後の周囲の地盤の崩壊を防ぐため適切な山留めを設けること。
	(4) 工事現場周辺のガス・水道・電気・道路などの公共施設に対し、工事による影響を防ぐため適切な養生を行うこと。
	(5) 仮設工事の施工に際しては、安全確保に十分な注意を払うこと。
3.5 事前解体作業	(1) 可燃物は、環境保全の観点から現場内で焼却してはならない。
	(2) 解体作業等に先立ち、部分的な解体によって開口部を設置する場合、作業の安全確保に十分注意を払うこと。
	(3) 解体作業等作業時に落下・崩壊のおそれのある建物の付属物は事前に撤去すること。
	(4) 火災・爆発の危険性のある物質及び有害ガスを発生するおそれのある物質は事前に撤去すること。
	(5) 対象建築物等に吹付け石綿製品・PCB使用機器が新たに発見された場合は、速やかに工事を中止し、監督職員へ通知の上関係法令に基づき手続きを行うとともに、監督職員へ変更施工計画書を提出し、承諾を得た上で工事を再開すること。
	なお、石綿の取扱いについては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理委員会）、環境の保全と創造に関する条例その他の関係法令に基づくこと。
3.6 地上躯体解体工事	(1) 地上躯体の解体作業は、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、その直接の指示のもとに行うこと。
	(2) 地上躯体解体に際しては、あらかじめ決められた解体工事計画に従って、整然と作業を行うこと。解体作業は原則として上方から下方へ、水平部材から鉛直部材へ、二次的部材から主部材へと進めること。また、躯体の解体作業中は、常に解体途中の躯体や部材の安定度を監視し、

別紙1 解体工事等 仕様書

必要に応じて解体手順の変更を行うなど、残存躯体の安定を図ること。	
(3)	躯体解体作業中は、コンクリート塊や鉄筋・鉄骨の切断片など解体物の飛散により、他の作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を立入禁止とし、必要に応じて見張りを置く等の措置を講じること。
(4)	躯体解体作業中は、破砕片が発生足場や仮囲いを越えて外部に飛散しないよう注意すること。
3.7 地下躯体解体工事	
(1)	地下躯体の解体に際しては、山留め工事と解体工事の関連を充分把握して、あらかじめ決められた解体工事計画に従って、整然と作業を行うこと。
(2)	山留め壁に接した躯体など側圧を負担している部材の解体に際しては、切梁などの山留め架橋が設置されていることを確認した上で、作業を行うこと。
(3)	地下躯体の解体は、切梁や支持杭など山留めのための仮設材が存在し、限定された空間での作業となるので、常に周囲の状況に注意を払って安全を確認しながら作業を行うこと。
(4)	地下躯体は大断面で土に接している場合が多いので、振動低減に配慮しながら解体作業を行うこと。
(5)	地下躯体の解体は、山留め工事に伴う地盤沈下や地盤変位による周辺への影響を少なくするように注意しながら作業を行うこと。
3.8 建設副産物の搬出・処理	
(1)	建設副産物は、荷降ろし・積み込み等の搬出作業中、落下のおそれがないように発生し、周辺建物・仮設物などに接触しないように注意すること。
(2)	建設副産物の積み込みには、重機の安全を確保し、車両の制限範囲内とし、運搬中の荷崩れ落下のおそれがないように注意すること。
(3)	搬出作業においては、作業場所の安全と車両及び通行人の安全を確保すること。
(4)	建設廃棄物を委託処理する場合には、法令に従い適正に対処すること。
3.9 後片付け	
(1)	解体作業の終了後には、仮設物の撤去や移設物の原状回復を行い、購入良質土にて埋め戻し整地を行うこと。
(参考) 関係法令等	
①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法：平成12年法律第104号)	
②「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法：平成3年法律第48号)	
③「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法：昭和45年法律第137号)	
④「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」(建設廃棄物処理指針：環境省 平成13年6月)	
⑤「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 最終改正平成14年5月)	
⑥「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)	
⑦「石綿障害予防規則」(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)	
⑧「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)	
⑨「環境の保全と創造に関する条例」(兵庫県 平成7年条例第28号)	
⑩「近畿地方における建設リサイクル推進計画」(建設副産物対策近畿地方連絡協議会 平成27年6月)	
⑪「建築工事における副産物処理マニュアル」(兵庫県県土整備部作成「建築工事関係資料」の一部)	

名 称 /	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	49,036,000	
電気設備工事	1	式	6,246,000	
機械設備工事	1	式	34,342,000	
計			89,624,000	
共通費				
共通仮設費 準備費・仮設建物費・工事施設費				
環境安全費・動力用水光熱費 屋外整理汚掃費・機械器具費 その他+別途積上共通仮設費含む	1	式	3,751,000	
現場管理費・建設業退職金共済掛金及び 法定外の労災保険料相当額、現場従業員 等に関する法定福利費を含む	1	式	10,576,000	
一般管理費等 本店及び支店の従業員に関する 法定福利費を含む	1	式	13,592,000	
計			27,919,000	
工事価格	1	式	117,543,000	
消費税等相当額	1	式	11,754,300	消費税率 10 %
工事費	1	式	129,297,300	

普通教室及び特別教室棟トイレ					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	1,354,000	
計				1,354,000	
建具改修	撤去	1	式	298,000	
建具改修	改修	1	式	4,375,000	
計				4,673,000	
内装改修	撤去	1	式	1,113,000	
内装改修	改修	1	式	7,439,000	
計				8,552,000	
塗装改修	改修	1	式	62,000	
計				62,000	
外構改修	撤去	1	式	12,000	
外構改修	改修	1	式	18,000	
計				30,000	
発生材積込・運搬・処分	発生材積込・運搬・処分	1	式	363,000	
計				363,000	

建築工事 中科目別内訳

普通教室棟東側トイレ					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	1,492,000	
計				1,492,000	
建具改修	撤去	1	式	367,000	
建具改修	改修	1	式	4,313,000	
計				4,680,000	
内装改修	撤去	1	式	1,372,000	
内装改修	改修	1	式	6,714,000	
計				8,086,000	
塗装改修	改修	1	式	52,000	
計				52,000	
外構改修	撤去	1	式	16,000	
外構改修	改修	1	式	24,000	
計				40,000	
発生材積込・運搬・処分	発生材積込・運搬・処分	1	式	483,000	
計				483,000	

普通教室棟西側トイレ					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	1,682,000	
計				1,682,000	
建具改修	撤去	1	式	406,000	
建具改修	改修	1	式	6,376,000	
計				6,782,000	
内装改修	撤去	1	式	1,501,000	
内装改修	改修	1	式	8,676,000	
計				10,177,000	
塗装改修	改修	1	式	60,000	
計				60,000	
発生材積込・運搬・処分	発生材積込・運搬・処分	1	式	468,000	
計				468,000	